

八幡浜地区施設事務組合議会議員の議員報酬等に関する 条例

〔平成20年12月15日〕
条例第7号

改正

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、八幡浜地区施設事務組合議会の議長、副議長及び議員に対する議員報酬及び費用弁償並びにその支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第2条 議長、副議長及び議員に支給する議員報酬の年額は、次の表のとおりとする。

職名	議員報酬額
議長	年額 13,000円
副議長	同 12,000円
議員	同 11,000円

(議員報酬の支給日)

第3条 前条に規定する議員報酬は、毎年度の3月中において組合長の定める日に支給する。

(費用弁償)

第4条 議長、副議長及び議員が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

(準用規定)

第5条 第2条の規定により支給する議員報酬の額及び支給方法については、八幡浜市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年八幡浜市条例第31号）を準用し、前条の規定により支給する旅費の額及び支給方法については、八幡浜市職員の旅費に関する条例（平成17年八幡浜市条例第50号）を準用する。この場合において、それぞれ

「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、一般職の例により、1等級相当額を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。